

## リモートアクセス型オンサイト利用に係る統計法第 33 条の運用に関する ガイドライン（試行運用版）（案）の概要

平成 28 年 5 月 31 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

### 〔共通事項〕

- 本ガイドラインは、リモートアクセス型オンサイト利用の試行運用のために新たに作成するものであり、現行の「統計法第 33 条の運用に関するガイドライン」と併存する。作成に当たっては、現行版ガイドラインをベースに、必要に応じて加除修正を施した。
- 統計法第 33 条第 2 項のみを対象とし、同条第 1 項関係の記述は削除。（大学等の調査票情報の利用を対象とする）
- 利用者にとっての主な変更点は以下のとおり。

	これまでの利用方法 ＜電子媒体を送付＞	リモートアクセス型オンサイト利用
利用場所	事前に申請した利用場所 ※PC や電子媒体など情報管理方法も事前に申請	オンサイト施設（各自の研究室ではなく指定されたスペース） ※オンサイト施設の管理者の承諾が必要
利用前審査	詳細な集計・分析内容を申請・審査 ※統計調査ごとに申請が必要	集計・分析の概要を申請・審査 ※オンサイト施設で管理される統計調査をまとめて申請可
利用できる調査事項	申請された集計・分析内容に照らし、最小限の調査事項のみ利用可	標準的な調査事項は利用可 ID等は複数の調査間のマッチングを行うといった分析内容に応じて提供
利用後審査	利用の終了に当たり、データの廃棄及び廃棄報告書等の提出が必要	オンサイト施設外に研究成果等を持ち出す際の秘匿性審査

### 〔ガイドライン案〕

#### 1 運用体制等

- 中央データ管理施設を一元的に設けて各オンサイト施設（大学等を想定）と SINET で接続し、利用の申出・審査等の窓口を中央管理施設の管理者に担わせる。独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）を中央データ管理施設の管理者とする。統計センターを所管する総務省は必要な措置を行う。  
→ 様式第 1 号「中央データ管理施設基本要綱」を総務省と統計センターで締結

- 行政機関等と統計センターは、中央データ管理施設の管理者が行う事務を定める。
- 様式第2号「中央データ管理施設要綱」を行政機関等と統計センターで締結
- ※ 行政機関等から統計センターに対して、調査票情報の提供に係る調査実施者の事務を一部委託する位置づけ。

<主な統計センターの役割>

- ① 調査票情報及び必要なドキュメントの保管・管理
- ② 中央データ管理施設、申出者の認証装置、システム・分析ソフトウェアなどの保有、整備及び運用管理
- ③ オンサイト施設の認証、管理者の登録及び施設の定期検査
- ④ 調査票情報の提供に関する業務（相談、申出の受付及び内容の確認、調査実施府省への連絡、調査票情報の提供、申出者のデータの持ち込みの業務、研究成果物等の持ち出し時の内容確認などの窓口業務）
- ⑤ 申出者に係るセキュリティ確保に関する事務（中央電子計算機等の使用許可、利用状況の監視など）
- ⑥ オンサイト施設の管理者に係るセキュリティ確保に関する事務（中央電子計算機等のアクセス許可、認証装置の貸与、利用状況や機器の作動状況確認など）
- ⑦ 中央データ管理施設内のオンサイト施設の設置・運営
- ⑧ 統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修

- 統計センターは、「オンサイト施設基準」（議題3で追って説明）を決定する。それに基づき、行政機関等利用と同等の公益性を有する研究を行う機関（各大学等）に対して、設置施設の内容や施設管理体制などセキュリティ上の認証を行った上でオンサイト施設の管理者を登録する。
- 様式第3号「オンサイト施設運用要綱」を統計センターと各大学等で締結
- ※ 各大学等は調査票情報の保管・提供を行っていないので、調査実施者の事務の一部を行う立場にならない。統計センターとの間で互いの施設の利用等を行う立場になる。

<オンサイト施設運用要綱に定める事項>

- ① 施錠可能な専用室を確保し、統計センターによる認証及び定期検査の受け入れ
- ② オンサイト施設の管理及び適切な入退室の管理（特別の要員不要）
- ③ オンサイト施設の利用は、原則、申出者に限定すること
- ④ 申出者に対するセキュリティ確保、利用可能時間、予約等について、オンサイトの運営管理に必要なオンサイト施設利用の規律を定め措置を講じること
- ⑤ 統計センターが次を行うことを認めること
  - ・オンサイト施設における監視カメラを用いた監視などの措置
  - ・オンサイト施設整備の際や定期又は随時のセキュリティ管理の措置
- ⑥ オンサイト施設から中央電子計算機等のアクセスが認められること
- ⑦ 統計センターとの費用分担（オンサイト施設の管理者側の負担：オンサイト施設の設備や通信費。申出者負担は今後検討）
- ⑧ オンサイト施設内の漏えい等情報・システム管理に係る事故は統計センターに速やかに報告し、当該事故の責任が、申出者が負うものではない場合はその責任を負うこと

## 2 申出文書記載事項

申出書の作成に係る負担を軽減し、探索的な研究がしやすくなるよう、以下の変更。

<p>&lt;従来と同様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究の公益性（府省からの委託、科学技術研究費、府省が有用と認める統計作成等）</li><li>・ 研究の内容</li><li>・ 利用する統計調査、その年次</li></ul>
<p>&lt;簡素化するもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 用いる調査票情報を特定するための集計様式、詳細な分析様式・方法 ⇒ 上記の研究内容で主な分析内容がわかれば可とする。</li><li>・ 利用場所、利用環境、保管場所、管理方法 ⇒ オンサイト施設内でのみ利用するので、申出者が安全管理措置を講じる必要なし。</li><li>・ 利用後の処置 ⇒ 中央データ管理施設の管理者が利用後の削除を行うので、申出者は廃棄する必要なし。ただし、利用期間終了後も長期間保存してほしい場合は別途要請。</li></ul>
<p>&lt;追加するもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ オンサイト施設の管理者からの利用許可</li><li>・ 利用する分析ソフトウェア、オンサイト施設に持ち込みたい情報</li><li>・ 調査対象者の名称・所在地をマッチングのために用いる場合の必要性</li></ul>

## 3 事前審査

- 申出を受けた統計センターが、審査票を用いて添付すべき資料や未記載事項の有無などの確認を行い、問題がなければ、調査実施者である行政機関等へ提出し、行政機関等が審査を行う。
- 事前審査に当たっては、上記2で申出文書の記載事項を簡素化したものについて、審査の内容も簡素化する。特に、「利用する調査事項が、使用目的及び集計様式又は電子計算機による分析出力様式から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと」との条件を削除する。

## 4 持ち出し審査

- 申出者がオンサイト施設から外部に成果物等（中間生成物を含む）を持ち出す場合、統計センターに、持ち出しを希望するデータの内容をメールで連絡。統計センターにおけるデータの秘匿状況に係る審査後に調査実施者の承認。

- 審査内容は「持ち出し基準」（議題4で追って説明）による審査。  
⇒ 申出者も、持ち出し基準（安全性）に係るチェックシートにより、統計表や分析結果について秘匿等が行われているか確認してメールで連絡し、統計センターも同様に確認。

## 5 その他

- 利用期間中の対応  
統計センターは、利用状況を監視し問題があると認める場合は速やかに中央データ管理施設の機器へのアクセスを遮断できる。  
この時に損害が生じた場合について、申出者及びオンサイト施設の管理者は統計センターに対して補償を求めない。
- 外部データやプログラムの持ち込み  
外部データや作成したプログラムをオンサイト施設に利用承認後に実際に持ち込む際には、あらかじめ、統計センターに許可を求める（行政機関及び届出独立行政法人の特段の許可は不要）。
- 利用期間終了後の処置  
統計センターは、利用終了後、申出者が使用した中央電子計算機のサーバー上の領域を利用終了後1年で廃棄する。ただし、申出者からの要請に応じ、当該領域を保存すべき相当の理由がある場合は、延長可能。
- 不適切利用への対応  
法に規定された罰則の他、匿名データ等の運用上の措置に準じた1か月～12か月の提供禁止措置等のペナルティを講じる。
- 本ガイドラインについては、試行の性質上、総務省政策統括官（統計基準担当）は、関係の行政機関又は届出独立行政法人等と協力して、運用を円滑に行うための改正を適宜行う。

# リモートアクセス型オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関する

## ガイドライン（試行運用版）（案）

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

### 目次

- 第1 目的
- 第2 定義
- 第3 法第33条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成
- 第4 事務処理の流れの概要
- 第5 法第33条の運用体制等
- 第6 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管、整備
- 第7 事前相談への対応
- 第8 申出者からの申出文書の受付
- 第9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査
- 第10 審査結果の通知
- 第11 調査票情報及び利用に必要な情報の提供
- 第12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認
- 第13 調査票情報の不適切利用への対応
- 第14 提供状況の総務大臣への報告

### 第1 目的

リモートアクセス型オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）（以下「本ガイドライン」という。）は、行政機関の長又は届出独立行政法人等が統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条の規定に基づきリモートアクセス型オンサイト利用に係る試行運用時の統計調査の調査票情報を提供するに当たっての事務処理の指針を示すことを目的とする。この場合において、「統計法第33条の運用に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）は適用しない。

なお、本ガイドラインについては、試行の性質上、総務省政策統括官（統計基準担当）は、関係の行政機関又は届出独立行政法人等と協力して、運用を円滑に行うための改正を適宜行うものとする。

### 第2 定義

#### 1 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定される情報とす

る。

なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、提供を行う調査票情報には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、法第 33 条による提供を認めている場合はその限りではない。

## 2 ドキュメント

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であるか示す情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。

## 3 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、統計法施行規則（平成 20 年 12 月 16 日総務省令 145 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 1 号に規定される「公的機関」をいう。すなわち、法第 2 条第 1 項に規定される行政機関（以下「行政機関」という。）、地方公共団体その他の執行機関、法第 2 条第 2 項に規定される独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）及び施行規則第 8 条に規定される者をいう。

## 4 届出独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）第 8 条に規定される法人をいう。

## 5 電子計算機

本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、サーバー、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

## 6 情報システム

本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

## 7 オンサイト利用

本ガイドラインにおいて「オンサイト利用」とは、行政機関又は届出独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、指定された場所及び機器（以下「オンサイト施設」という。）において調査票情報を利用することをいい、「リモートアクセス型オンサイト利用」とは、当該場所及び機器から、通信回線を経由して遠隔操作により、指定された中央にある電子計算機（以下「中央電子計算機」という。）により調査票情報を利用することをいう。

### 第3 法第33条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成

#### 1 行政機関又は届出独立行政法人等の内部の運用体制等

行政機関及び届出独立行政法人等は、リモートアクセス型オンサイト利用によって法第33条に基づく調査票情報の提供の事務処理を行うに当たり、本ガイドラインを参考にオンサイト利用に係る事務処理要綱を策定するものとし、法第33条に基づく調査票情報の提供に係る事務は、当該事務処理要綱によって実施するものとする。

~~なお、調査票情報の提供は電磁的記録媒体転写分による場合がほとんどであり、紙媒体による提供は少数であると考えられるため、本ガイドラインでは、特に電磁的記録媒体転写分による提供について例示的に記載しているが、紙媒体による提供が一定程度見込まれる場合には、必要に応じて、当該事務処理要綱において詳細に記載する。~~

また、法第33条に基づき調査票情報の提供を求める者の申出の円滑化並びに行政機関及び届出独立行政法人等による提供の可否の判断の透明性等を確保する観点から、策定したオンサイト利用に係る事務処理要綱等をインターネット等を通じて対外的に明らかにすることとともに、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」（平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組にも準拠しつつ調査票情報及びデータレイアウト等の必要なドキュメントの整備に取り組むものとする。

#### ~~2 共管統計調査における運用体制等~~

~~複数の府省が共管する統計調査の調査票情報の提供に当たっては、統計調査ごとに所管府省の間で以下のア～ウを参考として運用体制等について事前に取り決めを行い、当該取り決めに従って対応を行う。~~

~~ア 窓口府省を取りきめ、当該窓口府省が一元的に提供事務を一括して行う。この場合、窓口府省は、その他の所管府省から当該共管統計調査における調査票情報の提供の判断の一任を取り付けるとともに、当該共管統計調査の調査票情報の提供を行った場合、その事実をその他の所管府省に連絡する。~~

~~イ 窓口府省を取りきめ、当該窓口府省が一元的に提供先の利用者と対応する。~~

~~窓口府省は、申出に際して、事前相談に対応するとともに、提出された申出書類を受領し、その他の所管府省に回付する。その後、それぞれの所管府省において調査票情報の提供の内部手続きを行う。~~

~~各府省における手続き終了後、提供の可否の連絡、調査票情報の提供、終了後の処置報告書の受領等については、窓口府省が一元的に行い、必要な書類の回付や連絡調整を行う。~~

~~ウ 共管調査を所管する府省全てに対し利用者が申出等の必要な手続きを行い、所管府省全ての承諾を得た場合に、調査票情報の提供等の事務を行う。~~

~~この場合、提供の可否の判断が各府省によって異なるないように、相互の連絡調整を~~

着実にいった上で提供事務を進める。

#### 第4 事務処理の流れの概要

本ガイドラインは、リモートアクセス型オンサイト利用による法第33条に基づく調査票情報の提供について、次のような事務処理の流れを想定して策定している。

- (1) 法第33条の運用体制等の決定
- (2) 調査票情報及びこれに付随するドキュメントの保管、整備
- (3) 事前相談への対応
- (4) 申出者からの申出文書の受付
- (5) 行政機関又は届出独立行政法人等による審査
- (6) 審査結果の通知
- (7) 調査票情報及び利用に必要なドキュメントの提供
- (8) 外部持ち出し時調査票情報の利用期間終了後の処置の確認
- (9) 提供状況の総務大臣への報告

#### 第5 法第33条の運用体制等

##### 1 中央データ管理施設の管理者

リモートアクセスによるオンサイト利用に当たっては、中央でデータを管理するため、中央電子計算機及び周辺機器等が設置される施設（以下「中央データ管理施設」という。）が必要でありそのセキュリティに万全を期す必要がある。また、中央データ管理施設を一元的に設けて、各オンサイト施設（大学等を想定）を接続して、調査票情報の利用の申出請・審査等の窓口を中央データ管理施設の管理者に行わせることが効率的である。これらのことから、行政機関又は届出独立行政法人等は、独立行政法人統計センターを中央データ管理施設の管理者とし、その支援を受けて事務を行うものとする。このため同センターを所管する総務省は様式第1号を参考に必要な措置を行う。

また、法第33条に基づき行政機関又は届出独立行政法人等は、それぞれ自らの判断で調査票情報の提供を行うことから、特に、多くの統計調査を所管する行政機関においては、当該機関内での対応を統一化し、併せて各機関内の運用体制を明確にするため、調査票情報の利用を希望する者（以下「申出者」という。）、中央データ管理施設の管理者に対する一元的窓口機能及び調整機能を果たす組織体制（以下、この機能を果たす組織を「窓口組織」という。）を指定する等の運用を行う。<sup>注1)</sup>

また、必要に応じて行政機関内で関係職員を構成員とする会議を設け、これを定期的には又は随時、開催することなどにより、当該行政機関内における対応・意思の統一化を図るものとする。

注1) 統計主管部局の当該筆頭課において、申出者からの一元的窓口機能、調整業務を行うことが考えられる。

※ 窓口組織を指定しない場合、本ガイドラインにおいて窓口組織が実施することとしている業務は、第6を除き各調査所管課室で対応する。

## 2 行政機関又は届出独立行政法人等と中央データ管理施設の管理者の関係

行政機関又は届出独立行政法人等と中央データ管理施設の管理者は、支援の内容として、中央データ管理施設の管理者が下記の事務を行うことを様式第2号を参考に定める。

- ①調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの保管・管理
- ②リモートアクセス型オンサイト利用に必要な中央電子計算機、申出者がオンサイト施設で用いる認証装置、利用システム及び分析ソフトウェアその他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務
- ③オンサイト施設の認証、管理者の登録に関する事務
- ④次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関する事務
  - ・申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
  - ・申出者から提供依頼に関する書類等の形式的な内容確認及び行政機関又は届出独立行政法人等への当該確認結果の報告に関する事務
  - ・行政機関又は届出独立行政法人等の審査結果の申出者への連絡に関する事務
  - ・申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務
  - ・研究成果物等の外部への持ち出し時の内容の確認に関する事務
  - ・カメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務
- ⑤次に掲げる事務その他の申出者に係るセキュリティ確保に関する事務
  - ・中央電子計算機等の使用許可に関する事務
  - ・オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務
  - ・利用状況の確認に関する事務
- ⑥次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係るセキュリティ確保に関する事務
  - ・中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務
  - ・オンサイト施設の定期検査に関する事務
  - ・オンサイト施設における利用者の認証に関する事務
  - ・オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務
- ⑦中央データ管理施設内のオンサイト施設の設置・運営に関する事務
- ⑧申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務
- ⑨①から⑧までの事務に付帯する事務

上記を定める場合は、複数の統計調査をまとめて行うものとするが、利用に供する統計調査や対象年次ごとに窓口組織や担当部課などの連絡先も別に定める。また、事務を円滑に行う必要な範囲において、あらかじめ行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、中央データ管理施設の管理者は事務を第三者に委託できるものとする。

## 3 中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者の関係

2の定めに基づき、中央データ管理施設の管理者は、オンサイト予定施設の内容や施設管理責任体制などセキュリティ上の認証を行った上でオンサイト施設の管理者を登録するものとする。オンサイト施設の管理者は、行政機関等利用と同等の公益性を有する研究を行う機関とし、責任者や事務の体制が定められているものとする。認証や登録の基準については、中央データ管理施設の管理者は、行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、

「オンサイト施設基準」を決定する。中央データ管理施設の管理者は、登録する際は、あらかじめ行政機関又は届出独立行政法人等に対して承諾を求めるものとする。

オンサイト施設の管理者の登録に当たって、中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者との間で次に掲げる事項について様式第3号を参考に「オンサイト施設運用要綱」として取り決める。当該要綱は複数の行政機関又は届出独立行政法人等と2の定めがされた場合や複数の統計調査の調査票情報を扱う場合も併せて一つの要綱を定めればよいものとする。当該要綱を定めた場合は、行政機関又は届出独立行政法人等に報告するものとする。

なお、オンサイト施設の管理者自身は、調査票情報にアクセスするわけではないことから、調査票情報の利用者にはならない。また、調査票情報の保管や提供を行うわけではないことから、行政機関又は届出独立行政法人等から事務の一部を委託される者にもならない。中央データ管理施設の管理者との間で互いの施設の利用等を許可する関係となる。

①オンサイト施設の機器に調査票情報及びこれを加工したデータを保管せず、学術情報ネットワーク（SINET）を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンクライアント方式により当該施設における調査票情報の利用を行うこと。

②オンサイト施設の管理者は、施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室の管理を実施すること。また、中央データ管理施設の管理者からオンサイト施設の認証を受けること。ただし、特別の管理要員の配置は不要であること。

③オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた申出者に限定すること。ただし、中央データ管理施設の管理者に事前に承諾を得た場合はこの限りではないこと。

④②、③のほか、オンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者との協議の上、申出者に対して、セキュリティの観点から、オンサイト施設の利用に係る規律を定め、必要な措置を講じること。

⑤中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設について、ネットワークカメラを用いた監視のほか、セキュリティの確認のための入室その他必要な管理・監視を行うこと。また、オンサイト施設整備の際や定期又は随時に、中央データ管理施設の管理者がその他セキュリティの管理のための措置を行うこと。

⑥中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設から、中央データ管理施設の管理者が保有する中央電子計算機等のアクセスを許可すること。

⑦次に掲げる事項を含む中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者等との間の費用の分担に関する事項

・オンサイト施設の設備や、施設に附随する情報管理のための装置等（PC、ネットワークルータ、ネットワークカメラ・映像データ保存用ディスク、電気代、通信代）は、原則としてオンサイト施設の管理者が保有し、これらに要する費用を負担すること。

・オンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者に対して、回線維持に要する費用その他必要な費用を支払うこと。この場合において、オンサイト施設の管理者は、申出者から一定の負担を求める場合は、中央データ管理施設の管理者の承諾を得ること。

⑧オンサイト施設の管理者は、オンサイト施設内で調査票情報の漏えいなど情報・システム管理に係る事故があった場合は速やかに中央データ管理施設の管理者に報告するとともに、当該事故の責任が、申出者が負うものではない場合はその責任を負うこと。

#### 4 その他

中央データ管理施設の管理者は、申出者やオンサイト施設の管理者が必要な分析ソフトウェアについて、当該ソフトウェアの提供を行う者との間で、要件など利用許諾等必要な事項を定めることができる。この場合において、申出者やオンサイト施設の管理者に対して、協力を求めることができる。

中央データ管理施設の管理者は、行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、申出者の利用の便宜を図るため、調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの加工・作成（例えば、ファイル形式の変換や項目名の調査票情報への付与など）を行うことができる。

#### 第6 調査票情報及びこれに付随するドキュメントの保管、整備

法第 33 条に基づき調査票情報を申出者に提供し利用させるためには、調査票の原票又は電子化された調査票情報が利用に必要なドキュメントとともに適正に保管されている必要がある。

各行政機関及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 6 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、所管統計調査に係る統計の作成完了後は調査票情報及びドキュメントの適正な保管等の措置を講じる。

また、窓口組織は、申出者からの法第 33 条に基づく調査票情報の提供に関する相談対応や調査票情報の提供事務等に資するため、当該機関内における各課室の調査票情報及びドキュメントの存在の有無・所在とその保管状況、個別の調査票情報の利用の申出があった場合の個別の調査に対応する内容審査担当部署等を把握し、様式第 ~~4~~ 号を参考に調査票情報利用管理リストの作成などを行う。

なお、当該リストの更新は年 1 回以上実施すること。

#### 第7 事前相談への対応

法第 33 条に基づき、申出者から連絡・相談等があった場合、法第 33 条の趣旨、利用の制限（守秘義務、利用期間、提供可能な情報）、審査基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度（法第 32 条、法第 34 条及び法第 36 条）と混同していない点等についても確認を行うよう努める。

また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。

なお、相談に当たっては、原則として中央データ管理施設の管理者窓口組織で行うものとし、必要に応じて窓口組織や統計調査所管課室が直接相談に応じる。

## 第8 申出者からの申出文書の受付

### 1 申出文書の提出

調査票情報の提供の申出は、調査票情報の申出者が、事前に（注2）行政機関の長（大臣等）又は届出独立行政法人等の長あての文書（以下「申出文書」という。）をもって行うものとし、利用を予定しているオンライン施設の管理者に連絡の上、中央データ管理施設の管理者に提出する。行政機関における提出先は窓口組織とする。

なお、申出文書は様式第5-3号を参考として行政機関又は届出独立行政法人等の長が定めた様式とする。

注2) 「事前に」とは、申出文書が中央データ管理施設の管理者行政機関の長又は届出独立行政法人等の長に到達することが、使用開始希望日の1か月以上前であることを要する。

### 2 法第33条第1号該当の申出者と第2号該当の申出者について

#### (1) 法第33条第1号に該当する場合

本ガイドラインは、法第33条第2号該当の申出者を想定しており、法第33条第1号に基づく申出の場合には、本ガイドラインに基づく利用を認めない。申出を行った「当該公的機関」にその使用を認めるものであり、「当該公的機関に所属する個人」のための使用を認めるものではない。

したがって、本申出は行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等の長をもって行うこととし、当該調査票情報を使用して実施する統計の作成等の結果又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類の添付を必要とする（行政機関、又は地方公共団体その他執行機関が申出する場合は不要。）

なお、証明する書類の様式については、様式第2号を参考として行政機関の長又は届出独立行政法人等が定めた様式とする。

#### (2) 法第33条第2号に該当する場合

オンライン利用以外の場合と要件は変わらない。法第33条第2号に該当する者は、第1号に該当する者が行う統計の作成等と同等の統計の作成等として施行規則第9条で定める統計の作成等を行う者であるため、申出者は組織、法人、個人いずれにも限定されないこととなる。

したがって、法人その他の団体が申出者である場合には、その代表者を申出者とする。その際には、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。

また、個人が申出者である場合には、当該個人を申出者とする。その際には、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。複数の個人による申出の場合には、その代表者を申出者とする。

なお、これらの申出の場合、施行規則第9条第1号から第3号のいずれかに該当することを示す次の①又は②の書類の添付を申出者に対し求める。

① 公的機関から委託を受けた調査研究の一環としての調査票情報の利用又は公的

機関と共同して行う調査研究の一環としての調査票情報の利用（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 1 号に該当する申出）、公的機関からの公募による方法での補助を受けて行う調査研究（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）等の一環として調査票情報の利用を行う場合（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 2 号に該当する申出）には、その委託、共同研究若しくは補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

- ② 当該調査票情報の利用目的が、行政機関又は地方公共団体が行う政策の企画、立案、実施、評価等に有効であると認められる場合その他特別な事由があると認められる場合（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 3 号に該当する申出）には、当該行政機関の長又は地方公共団体の長がその旨を示す文書

### 3 申出文書に記載を要する事項

申出文書には、次のアからコまでに掲げる事項についての記載を求める。

- ア 統計調査の名称
- イ 調査票情報の利用目的
- ウ 調査票情報の利用者の範囲
- エ 利用するオンラインサイト利用施設である旨
- オ 利用する調査票情報の名称及び範囲
  - (ア) 名 称
  - (イ) 年 次 等
  - (ウ) 地 域
  - (エ) 属性的範囲
- カ 利用する情報調査事項及び利用方法
- キ 利用期間
- ~~ク~~ 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法
- ~~ク~~ 結果の公表方法及び公表時期
- ~~コ~~ 転写書類の利用後の処置

なお、記載事項の詳細及び記入例は次の(1) から (10)を参考としてオンライン利用に係る事務処理要綱等に定めるなどの対応を行う。

#### (1) 統計調査の名称

申出に係る統計調査の名称を記載する。

《記載例》

- ・ ○○統計調査（基幹統計「○○」を作成するための調査）
- ・ ○○統計調査（一般統計調査）

#### (2) 調査票情報の利用目的

調査票情報を利用して得ようとする資料又は情報及びその利用目的を、具体的に記載する。

~~申出者が、法第 33 条第 1 号に該当する申出である場合は、その利用目的は統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成に限られる。~~

~~また、法第 33 条第 2 号に該当する申出であり、る場合は、その利用目的は、統計の作成等に限られる。なお、研究計画書を添付することとする。~~

《記載例》

- ~~・ 「〇〇基本計画」を策定するための基礎資料として、…の実態を把握する。~~
- ・ 〇〇省の補助金を受けて行う「…に関する研究」の一環として、…について分析する基礎資料を得る。
- ~~・ 基幹統計調査である〇〇統計調査を実施するに当たっての調査対象を選定する。~~
- ・ 〇〇省〇〇調査の調査票情報と〇〇省〇〇調査の調査票情報をマッチングすることにより「…に関する研究」を行うための基礎統計データを作成する
- ~~・ 一般統計調査である〇〇統計調査を実施するに当たり、記入者の負担を軽減するため〇〇省〇〇調査の結果を用いてプレプリントを行う。~~

(3) 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報を利用する者について、その所属機関名、役職名、氏名等を記載すること。

~~なお、組織で使用し、個別の利用者を特定できない場合には、使用する組織をできるだけ限定的に記載する。~~

《記載例》

- ~~・ 〇〇省〇〇局〇〇課〇〇係長〇〇〇〇 (氏名)~~
- ~~・ 〇〇県〇〇課の〇〇担当職員~~
- ・ 〇〇大学経済学部教授〇〇〇〇 (氏名)
- ・ 〇〇から集計事務を受託した株式会社〇〇の〇〇部〇〇課の電子計算機担当職員

このほか、次の①及び②に該当する場合には、それぞれに記載する文書の添付を行う。

① 法 33 条第 2 号により調査票情報の使用を申し出る場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が作成する「利用規約」に対し、調査票情報を扱う者全員が当該利用規約の内容を遵守する旨を認め署名又は記名押印した誓約書

② 申出者が、法第 33 条に基づく調査票情報の利用に係る業務を公的機関の役職員以外の者に委託等する場合には、申出者は、業務の委託等に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しの添付も求める。

なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、各行政機関及び届出独立行政法人等において様式第 6-4 号を参考として定めた様式に基づく文書を添付することで、委託契約書及び覚書等に代替で

きるものとする。

また、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合にあっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ・ 秘密保持義務に関する事項
- ・ 適正管理義務に関する事項
- ・ 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項
- ・ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

#### (4) 利用するオンサイト施設利用である旨

~~利用するオンサイト施設を者が、行政機関又は届出独立行政法人等が指定する場所及び機器において調査票情報を利用する方法（以下「オンサイト利用」という。）により、調査票情報を利用する場合にあっては、オンサイト利用である旨を記載する。~~

~~なお、場所及び機器の指定に当たっては「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（情報セキュリティ政策会議）に基づき策定することとされている情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に沿って対応することとする。~~

- ~~・ 情報管理の厳格な施設及び機器（物理的及びICT面のセキュリティが担保された作業環境及びデータ保管環境を整えた設備を有した施設・機器）であること~~
- ~~・ データ保護管理のルールを定め、施設及び機器の管理責任者、施設利用者の管理を行う利用管理者を配置した体制により管理されていること~~
- ~~・ 管理責任者、利用管理者により、利用者の監視措置、入退室、使用機器の調査票情報使用時における外部ネットワークとの遮断、利用者による不正な持ち込み及び持ち出しの防止などの措置が取られていること~~

#### (5) 利用する調査票情報の名称及び範囲

##### ア 名称

利用する調査票情報が、どの調査票に関する情報であるのかを記載する。

なお、調査票が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、ア～エを整理する等、分かりやすく記載する。

#### 《記載例》

- ・〇〇調査票（甲及び乙）
- ・① 〇〇調査票（年次分調査用）
- ・② 〇〇調査票（月次分調査用）
- ・③ 〇〇調査票（基本情報調査用）

#### イ 年次等

アに記載した調査票情報の年次等について記載する。

なお、年次等によって、利用する調査票情報が異なる場合には、それが明確になるように記載する。

#### 《記載例》

- ・~~〇平成14~~年及び~~△15~~年
- ・~~〇平成13~~年4月分から~~△13~~年12月分までの各月分
- ・~~★平成14~~年（〇〇票、△△票、□□票）、平成~~☆15~~年（〇〇票のみ）

#### ウ 地域・属性的範囲

調査票情報のデータが大きいなどの理由から地域や属性で分割されている場合は、どの地域の調査票情報のどの範囲が必要かであるかを記載する。

同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によって、それぞれ使用する調査票情報の地域の範囲が異なる場合には、この部分に記載する。

~~地域属性について複数の概念がある場合には、〇〇県在住者、〇〇県通勤者等と、適宜書き分ける。~~

#### 《記載例》

- ・全国分
- ・〇〇県分
- ・〇〇が利用する場合にあっては全国、〇〇が利用する場合にあっては、その〇〇県に係るものに限る。

#### ~~エ 属性的範囲~~

~~特定の属性的範囲について利用する場合に記載する。（この項目に記載のない場合には、属性的範囲に限定のないものとみなす。）~~

#### 《記載例》

- ・従業員 30 人以上の事業所
- ・資本金 1000 万円以上の法人

#### (6) 利用する情報調査事項及び利用方法

## ア 利用する情報調査事項

調査対象の名称、住所・所在地等を利用しない場合は、その旨を記載する。

なお、ここでいう情報には、報告者に報告を求める事項等を基に加工して二次的に作成した項目（ウエイト等）も含まれる。調査票の調査事項

異なる統計調査等との間のマッチングに必要ななど、調査対象の名称、住所・所在地等を利用する場合は、その旨とのうち、利用する事項をすべて記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、一覧表形式で記載する等により、円滑な審査、的確な項目の抽出が可能となるよう、分かりやすく記載する。

行政機関又は届出独立行政法人等が、調査事項を基に加工して二次的に作成した項目（ウエイト等）についても必要に応じて記載する。

年次等により事項名が異なる場合は、それぞれ明確に記載する。

特に、調査対象の名称、住所・所在地等は原則として提供しないが、第9-3-1(1)①ウに定める「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」等で利用する場合には、名称等を利用する理由を明確に記載する。

### 《記載例》

・都道府県番号、事業所一連番号、資本金、生産額

・事業所の名称、所在地、従業員数、資本金額、・・・

（下線部は、〇〇調査の実施のための名簿及びプレプリント情報として利用する）

## イ 利用方法

調査票情報を利用する方法について、誰が、どこで、どのような環境において、どのような方法で利用するのかについて具体的に記載する（利用する調査票情報ごとに利用者が異なる場合は、その旨も併せて明記する。）。

その際、閲覧、転写、集計の別を明示するとともに、調査票情報を転写する場合には転写様式を添付する。

原則として、統計の作成を行う場合は集計様式、統計的研究を行う場合は電子計算機による分析出力様式をすべて添付する。

分析出力様式等の作成が困難な分析手法による場合で、行政機関又は届出独立行政法人等が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記述することとして差し支えない。

なお、オンサイト利用の場合は、オンサイト施設で利用することを明記し、研究計画書を添付することとし、集計様式又は電子計算機による分析出力様式は主なもので差し支えない。また、研究計画書で分析の概要が明らかになっているのであればそれに代えて構わない。

また、申出者が外部データを持ち込んで分析する場合や、作成したプログラムを持ち込む場合も、必要とする外部データの内容・データ量や必要とする分析ソフトウェアなどがわかるように、その旨を記載する。

### 《記載例》

- ~~〇〇県〇〇部〇〇課の〇〇担当職員が、同課内において外部ネットワークと物理的に接続していないパソコンにおいて提供を受けたCD-Rを用いて集計を行う。集計様式は別添のとおり。~~
- ~~〇〇大学の〇〇教授及び〇〇助教が、〇〇省〇〇局〇〇部の指定する〇〇(オンサイト施設)において、「使用する調査事項」欄記入の調査票情報(様式は別添1)の内容を用いて〇〇の分析を行う。研究計画書は別添2、主な集計様式及び分析出力は別添3のとおり。~~
- ~~〇〇大学の〇〇教授及び〇〇助教が、〇〇省〇〇局〇〇部に保管されている紙媒体の調査票の原票を手書きにより転記する。転記の様式は別添1。〇〇大学〇〇教授の研究室において、表計算ソフトウェアに転記内容を入力した上で、統計的分析を行う。分析出力様式は別添2のとおり。~~

## (7) 利用期間

希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。特に終期については、年月日が特定できるようにする。

また、利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、行政機関等又は届出独立行政法人等の判断により、利用期間を1年以上として差し支えない。

なお、継続的に行われる統計調査であって、3年以内の範囲で将来実施予定の統計調査の複数年分の調査票情報を利用する場合、調査票情報ごとに利用期間を申し出て差し支えない。この場合、それぞれの調査票情報ごとに利用期間を1年までとし、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、それぞれの調査票情報ごとに利用期間を1年以上として差し支えない。

### 《記載例》

- 平成〇年7月1日から同年11月30日までの間
- 提供を受けた日から平成〇年〇月〇日までの間

## ~~(8) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法~~

~~調査票情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法について具体的に記載することとし、集計を民間事業者等に委託した場合など、委託先における調査票情報の利用場所(住所)、利用する環境、保管場所及び管理方法について記載させる。~~

~~なお、オンサイト利用の場合は記載を省略することができる。~~

### 《記載例》

~~施錠可能な〇〇省〇〇局〇〇課電子計算機室内に限定して利用し持ち出しを禁止するとともに、職員が電子計算機室内に入る職員を相互にチェックする。また、外部のネットワークに接続しないサーバ及び〇台のクライアント(全~~

~~でワイヤー等によって固定されている。)から構成される電子計算機室内だけのLAN環境で調査票情報を使用するとともに、調査票情報及び中間生成物はすべて外付けのドライブに格納しサーバ及びクライアントに内蔵される記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。さらに、これらの情報を使用しないときは、当該外付けのドライブをサーバ又はクライアントから外し、電子計算機室内の施錠可能なキャビネットで施錠して保管する。保管管理責任者は電子計算機室に所属する〇〇係長とする。~~

~~—(必要に応じて対応)—~~

~~なお、集計は(株)〇〇に委託することとし、その利用及び保管場所の住所は次のとおり。~~

~~東京都〇〇区〇〇・・・・~~

### **(8-9) 結果の公表方法及び公表時期**

調査票情報を利用した統計の作成等の結果及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表するか否かを記載する。

公表する場合には、その方法及び時期及び提供元の行政機関及び特定の調査票情報を利用した旨を明記するとともに、公表しない場合は、その理由を明記する。

また、個々の調査対象等に関する事項の秘匿について配慮する旨を併記する。

#### **《記載例》**

- ・ 集計結果は、平成〇年3月末日までに印刷物(その名称を明記)として公表する。なお、公表の際、事業所数が1若しくは2となる場合には秘匿措置を講ずることとしするほか、3以上となる場合であっても、個々の事業所の秘密が漏れない方法により行う。さらに〇〇省〇〇統計調査の調査票情報を利用した旨を明記する。

~~・ 〇〇統計調査の調査対象名簿として使用し、公表しない。~~

~~・ 〇〇審議会における〇〇基本計画策定のための基礎資料として使用し、審議会への資料提出をもって公表とする。なお、〇〇省〇〇統計調査の調査票情報を利用した旨を明記する。~~

~~・ 〇〇白書への掲載をもって、公表とする。なお、〇〇省〇〇統計調査の調査票情報を利用した旨を明記する。~~

### **~~(10) 転写書類の利用後の処置~~**

~~保管終了後の処置(焼却、消去、返納、溶解又は裁断(以下「廃棄」という。))について記載する。~~

~~なお、調査票情報を使用する過程で個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できる中間集計表を作成する場合には、当該中間集計表の取扱いについても同様とする。~~

#### **《記載例》**

- ・ ~~転写した書類については、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後~~

~~直ちに裁断する。~~

~~また、集計に用いた中間集計表についても、当該目的以外に使用しないこととし、利用終了後直ちに裁断する。~~

- ~~・公表後、1か月間、県総務部統計課（責任者、統計課長）において保管する。その後、中間集計表は直ちに焼却する。~~

#### (94) 著作権

利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、著作権を主張しない旨記載する。

### 第9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査等

#### I 中央データ管理施設の管理者の確認

~~中央データ管理施設の管理者は、申出者から、申出文書を受領した場合に、当該文書を複写した上で、IIの審査に必要な添付すべき資料や未記載項目の有無などの確認を行う。その際、対応の統一性を確保する観点から様式第7号を参考として各行政機関及び届出独立行政法人等において定めた様式に基づき、審査報告書のうち中央データ管理施設の管理者の記載欄を記載する。問題がなければ、申出文書の原本と併せ、窓口組織に提出する。~~

#### II 行政機関又は届出独立行政法人等による審査

##### 1 審査担当部署

~~原則として統計調査を所管する部署が内容審査を行うものとするが、形式審査は、窓口組織が行う。~~

~~なお、組織の対応によっては窓口組織が内容審査を行うことを否定するものではない。~~

##### 2 申出文書の受領と審査

~~窓口組織において申出文書を受領した場合、窓口組織で複写した申出書を確保し、形式審査を行い、併せて、第6に基づき作成した調査票情報利用管理リストに掲載された内容審査担当部署において、申出書の内容審査を実施する。~~

~~なお、審査に当たっては、対応の統一性を確保する観点から様式第5号を参考として各行政機関及び届出独立行政法人等において定めた様式に基づき審査報告書を作成して審査することが望ましい。~~

##### 3 申出に対する基本的審査基準

申出に対して応諾の適否を判断する基本的基準は、法第33条に該当し、かつ、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められる場合とする。

個々の申出については、申出文書の事項ごとに次の(1)～(9)の審査基準を参考に~~オンライン利用に係る~~事務処理要綱に審査基準を定め当該基準に基づき審査し、応諾

するか否かを決定する。

## (1) 調査票情報の利用目的

### ① ~~法第33条第1号に該当する申出である場合~~

~~使用目的が、次の①又は②のいずれかであることが必要である~~

~~使用目的が、次のア～ウのいずれかであることが必要であるとともに、申出者の名義人が行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等の長であること、当該調査票情報を使用して実施する統計の作成等又は統計の作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類が添付されており、当該使用が個人の使用ではなく当該組織として必要であると認められることが必要である(行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が申出する場合は不要。)~~

### ① ~~ア~~ 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報(法人の名称など)を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。<sup>注3)</sup>

~~また、調査票情報の内容を他の配布前調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても「統計の作成」目的に含まれる。~~

注3) 例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究経費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータをマッチングして、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計を作成する場合、「法人名」は個別に識別されず、また集計の対象とはされず、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。

### ② ~~イ~~ 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析<sup>(注4)</sup>を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。

注4) 「回帰分析(Regression analysis)」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係を分析することをいう。説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析という。説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

### ~~ウ 統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること~~

~~作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。当該名簿は公的機関が実施する「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。~~

~~「統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定される「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる意識調査、世論調査の類）についても含まれる。~~

~~また、作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であつて、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは（例えば、企業名と住所のみの宛名情報だけの場合）、本目的に含まれる。~~

~~なお、「統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは認められない。~~

### ② 法第33条第2号に該当する申出である場合

利用場所が日本国内であり、使用目的が、前述①のア又はイのいずれかであることが必要であるとともに、また、施行規則第9条第1号から3号のいずれかに該当することを証明する、次の①ア又は②イの文書が添付されていることが必要である。

#### ①ア 施行規則第9条第1号又は第2号該当の場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

#### ②イ 施行規則第9条第3号該当の場合

行政機関の長（各府省大臣又は長官）、都道府県知事又は市町村長が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨その他特別な事由があると認める旨を記載した公文書

なお、法33条第2号に該当する者については、「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」は認められていないため、確認に際しては留意が必要である。

## (2) 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報の利用者の範囲は必要最小限とし、職務に関して使用する場合であることが必要である。

また、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかにされているような場合に限っては、使用が認められる。

なお、~~法第33条第2号により調査票情報の使用を申出する場合には、第8-4.3-①-③-①に示される誓約書が添付されていること、また、調査票情報の集計処理等~~

を外部委託する場合、第8-4.3-(3)-②に示される書類が添付されていることが必要である。

### (3) 利用する調査票情報の名称及び範囲

調査票情報の名称、年次等、地域、属性的範囲が使用目的から判断して、~~必要最小限となっており、~~不要と考えられるものが含まれていないことが必要である。

### (4) 利用する情報調査事項及び使用方法

#### ① ~~オンサイト利用以外の場合~~

##### ~~ア 名簿又はプレプリント目的以外の場合~~

~~利用する調査事項が、使用目的及び集計様式又は電子計算機による分析出力様式から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと、また、添付された集計様式が既に公表されている集計結果から作成できない場合であることが必要である。~~

~~なお、調査対象の名称、所在地等は、原則として提供しないが、①公的機関等が統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、②複数の調査票情報、別の行政記録情報や民間の情報等を結合しなければ作成できない統計を作成する場合であって、集計処理過程でマッチングのために使用し、マッチング処理完了後に名称、所在地等の情報が破棄される場合は提供しても差し支えない。~~

##### ~~イ 名簿又はプレプリント目的の場合~~

~~利用する調査事項が、名簿の利用若しくはプレプリントする事項として必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれないことが必要である。~~

#### ② ~~オンサイト利用の場合~~

~~研究計画との齟齬がないように具体的に記載されているおり、利用する調査事項が、利用目的及び研究内容・研究計画に照らして明らかに不要と判断されるものが含まれていないことが必要である。特に、調査対象の名称等の情報を利用する場合はそれが必須と認められることが必要である。~~

~~なお、申出者が外部データやプログラムを持ち込む場合は、申請時にはその概要(必要とする外部データの内容・データ量や必要とする分析ソフトウェア)を記載し、詳細の内容は不要とする。なお、中央データ管理施設の管理者において、技術的な観点から対応可能か確認する。また、行政機関又は届出独立行政法人等はその内容を確認する。この場合、提出された集計様式を作成するための調査事項以外の事項も提供して差し支えない。~~

### (5) 利用期間

研究等の期間に照らして、適切な期間であることが必要である(できるだけ短期間であることが望ましい)。

### ~~(6) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法(オンサイト利用を除く)~~

~~次のアからケの条件をすべて満たすことが必要である。~~

~~ア 調査票情報の利用場所は、日本国内であること。~~

~~イ 当該利用場所から調査票情報が持ち出されないように、利用場所は施錠可能な物理的な場所に限定されること。また、調査票情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されているなど不正な持ち出しを防止するための保安対策が講じられていること。~~

~~なお、当該利用場所は分散しないことが望ましく、分散する場合は、正当な理由が記述されていること。~~

~~ウ 調査票情報が限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。なお、当該場所は利用場所と同一であることが望ましく、別々となる場合は、その理由が妥当であること。~~

~~エ 調査票情報の使用時に上記アの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われること。~~

~~オ 調査票情報の利用時の情報システム的环境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。~~

~~カ 調査票情報を利用する情報システムに~~

- ~~・ コンピュータウイルス対策~~
- ~~・ セキュリティホール対策~~
- ~~・ 識別及び主体認証対策~~
- ~~・ スクリーンロック等の不正操作対策~~

~~が図られていること。~~

~~キ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に調査票情報及び中間生成物を残留させないこと。また、利用者以外の者が調査票情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システム的环境であること。~~

~~ク 公的機関が調査票情報として調査票の原票を使用する場合、調査票の原票を使用する場所、保管場所である公務所内とし、保管場所から持ち出して使用しないこと。~~

~~ケ 提供される調査票情報に加え、集計作業等によって生成される調査票情報等を含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい事故を防止するために適正な管理が求められること。~~

## (6-7) 結果の公表方法及び公表時期

閲覧又は転写した結果をそのまま公表する場合は認められない。

また、結果を公表しない場合、その理由が妥当なものであることが必要である。

なお、集計した結果の公表に当たっては、分析の結果をオンサイト施設から外部に持ち出す際に秘匿審査を受けることとなる。を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置がなされることが必要である。

さらに、公表に当たっては、例えば「〇〇省の「〇〇統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など提供元の行政機関及び特定の調査票情報を利用した旨(出典)を明記することが必要である。

#### ~~(8) 転写書類の使用後の処置~~

~~原則として転写書類及び中間生成物(第12-2により、行政機関より消去しないことについて了解を得たものを除く)は、使用后直ちに廃棄されることが必要である。~~

#### (7-9) 著作権

利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、申出書で著作権を主張しないと明記されていることが必要である。

### 4 記載事項に変更が生じた場合の取扱い

#### (1) 提供要件を引き続き満たす変更

記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申出全体について改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、使用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更であって、調査票情報の提供を行った行政機関又は届出独立行政法人等に対し、中央データ管理施設の管理者を通じて、当該変更が生じる旨の連絡を電話、メール、その他の適切な方法により行い、変更の承諾を受けている場合については、この限りではない。

なお、行政機関又は届出独立行政法人等や中央データ管理施設の管理者はこれらの変更について適正に管理を行う。

#### (2) 提供要件を満たせない変更

記載事項に変更が生じ、提供の要件となっている規則第9条各号の要件から外れる変更となった場合(例えば、文部科学省科学研究費補助金の対象から外れた等)、速やかに第12-2に記載する措置を行う。

また、利用成果が存在する場合、第12-3に記載する措置も併せて行う。

## 第10 審査結果の通知

審査結果の通知に当たっては、次の事項を参考としてオンライン利用に係る事務処理要綱を定め、当該事務処理要綱に基づいて運用を行う。

### 1 審査に要する期間

行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者が申出文書を受理してから原則として14日以内に、当該申出に対する審査結果の通知を行う。

### 2 審査後の手続等

#### (1) 申出を応諾した場合の通知書の送付及び調査票情報の提供等

行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に対し、様式第8-6号を参考として行政機関及び届出独立行政法人が定めた承諾通知書を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して応諾した場合には、その事項も併せて通知する。

また、中央データ管理施設の管理者は、当該承諾通知書の写しを利用予定のオンライン施設の管理者に送付する。

## (2) 承諾しない場合の通知書の送付

行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に対し、様式第9-7号を参考として行政機関及び届出独立行政法人等が定めた不承諾通知書（調査票情報を提供しない旨記載）を送付する。

## 第 11 調査票情報及び利用に必要なもの情報の提供等

承諾通知書により調査票情報を提供する旨通知した後、原則として 14 日以内に中央データ管理施設の管理者が申出者に対し、調査票情報利用に当たり、オンライン施設で用いる USB 認証などのセキュリティが確保される形で送付するとともに、電磁記録媒体転写分及び同様の送付方法により、調査票情報の利用に必要なドキュメントの提供等を行うものとする。

オンライン施設の管理者は、申出者に対し、当該オンライン施設の利用に当たり、利用規約など必要な情報を連絡する。

提供の手段は直接の受け渡しを原則としつつ、提供先から必要とされる切手を送付される場合にあっては書留による送付にも対応するものとする。

なお、情報漏洩防止の観点から、電磁的記録媒体転写分については、暗号化しパスワードを付して提供すること。

また、電磁的記録媒体によって情報の受け渡しする際は、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため電磁的記録媒体について未使用品を使用することとし、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる調査票情報の提供については行わないこととする。

加えて、提供先における適正な管理を徹底させることで被調査者の報告内容等が漏れることを防ぐため、調査票情報の提供を受ける者に対し、法 42 条第 1 項の適用を受けて適正に管理する義務を負うこと、法第 43 条の適用を受け守秘義務が課せられること及び法第 57 条第 1 項第 3 号の罰則が適用されることを必ず伝達すること。

## 第 12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認

### 1 利用期間中の対応（監査）

オンライン施設の管理者は、申出者が調査票情報を適切に利用するために入退室管理など必要な措置を講じる。また、中央データ管理施設の管理者は、利用状況を監視し問題があると認める場合は速やかに中央データ管理施設の機器へのアクセスを遮断できるものとする。この時損害が生じた場合について、申出者及びオンライン施設の管理者は中央データ管理施設の管理者に対して補償を求めないものとする。

特に、オンライン利用以外の利用については、行政機関及び届出独立行政法人等は、調査票情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について、職員の派遣を行う等により調査票情報の使用環境の確認等の監査を必要に応じて行うことが望ましい。

### (1) 外部データやプログラムの持ち込み時の対応

申出者は、外部データや作成したプログラムをオンサイト施設に持ち込む場合には、その旨を上述のとおり申出文書に記載した上で、利用承認後に実際に持ち込む際には、あらかじめ、中央データ管理施設の管理者に許可を求める。この際の行政機関及び届出独立行政法人の特段の許可は不要とする。

なお、中央データ管理施設の管理者は、外部データやプログラムの持ち込みの履歴のほか下記の成果物等の持ち出しの履歴を保存するものとする。

許可が得られた場合には、申出者は、送付料の負担の上、外部データや作成したプログラムについて、中央データ管理施設の管理者に送付する。(メールの利用でも可)

### (2) 持ち出し時の審査

なお、~~オンサイト利用において、~~申出者は、外部に当該利用場所から成果物等を持ち出す場合、行政機関及び届出独立行政法人等が定めたチェックシートにより、統計表や分析結果について秘匿等が行われているかなどを確認して、中央データ管理施設の管理者に提出する。中央データ管理施設の管理者は、チェックシートにより、持ち出し内容を確認し、問題がある場合は申出者に修正を求める。問題がなければ、申出者の提出資料の複写を行った上で、行政機関又は届出独立行政法人等に同資料を送付する。行政機関又は届出独立行政法人等も秘匿等の措置が講じられていると認められれば、審査結果を記載した当該チェックシートを添付し、中央データ管理施設の管理者を通じて、データの提供を行う。問題がある場合は、再度、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に修正を求める。当該内容を必ず確認するとともに、統計表や分析結果について秘匿等が行われているか確認を行い、秘匿等が必要な場合は当該措置が行われるまで持ち出しを留保するよう運用する。

## 2 利用期間終了後の処置

利用終了後、申出者は、利用当初に提供されたものについて、特段の必要がない場合を除き、中央データ管理施設の管理者に対して、セキュリティが確保される郵送等により返却する(費用は申出者の負担とする。)。中央データ管理施設の管理者は、利用終了後は、申出者が使用した中央電子計算機のサーバー上の領域を利用終了後1年で廃棄する。ただし、申出者からの要請に応じ、は、調査票情報から生成されるもののうち申出書類に添付した集計様式又は分析出力様式に提示されている以外のものについて、調査票情報、調査票情報の利用に必要なドキュメント及びその中間生成物のすべてについて、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また、電磁的方法により記録が残っているものは電磁的記録媒体から速やかに消去したり、電磁的記録媒体自体を粉砕すること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの使用後の処置について、様式第6号別紙1を参考として行政機関及び届出独立行政法人等が定める様式により、調査票情報の提供を受けた行政機関又は届出独立行政法人等に報告するよう運用する(提出先は原則として窓口組織とする。)

また、行政機関及び届出独立行政法人等は、利用期間終了後の処置についても確実に

~~廃棄が実施されているか、必要に応じて監査等により確認を行うことが望ましい。~~

~~なお、調査票情報について再度利用が予定される場合などであって、再度利用する際の名寄せによるマッチング等の作業を効率化するなど相当の理由当該領域を保存すべき相当の理由がある場合は、この限りではない。文書において調査票情報の提供元の行政機関の了解を得て、調査票情報を特定するキーワード（行政機関等が割り振った連番番号などであって、調査対象者が報告を行っていない情報）のみをマッチングキーとして消去せず再度の利用のために保管することとして差し支えない。この情報を引き続き利用する場合は、当該情報は調査票情報と同様の取り扱いとし第9-3-(6)における利用環境を満たすように保管・利用する。~~

### 3 利用成果の報告

行政機関又は届出独立行政法人等が調査票情報を提供する際には、あらかじめ申出者に対して、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、当該調査票情報の利用成果について、中央データ管理施設の管理者を通じて、報告を求める運用を行う。

当該報告は、様式第6号別紙2を参考として行政機関又は届出独立行政法人等が定める様式により行わせるものとする。

## 第13 調査票情報の不適切利用への対応

### 1 調査票情報の不適切利用への対応

調査票情報の提供を受けた者は、法第42条第1項及び第43条第2項において適正管理義務及び守秘義務がかかるとともに、これに違反した場合、法第57条第1項第3号の罰則が適用される。

また、法第34条に基づく委託による統計の作成等や法第35条及び第36条に基づく匿名データの作成・提供においても、目的外利用や情報が漏洩した等の問題が生じた場合、サービス提供の禁止措置等のペナルティが行政機関から取られることとなる。

調査票情報の提供においても法令を遵守するとともに、法第34条の運用及び法第36条の運用と整合を確保するため、法第33条の運用において法令違反や問題が生じた場合、法に規定された罰則の他、法第34条及び法第36条の運用上の措置（注5）に準じた1か月～12か月の提供禁止措置等のペナルティを講じる。

注5）法第33条、第34条及び第36条に基づく二次利用サービスの提供等の全府省における一定期間の一斉停止等

### 2 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

## 第14 提供状況の総務大臣への報告

行政機関の長及び届出独立行政法人は、法第55条に基づく総務大臣の求めに応じ、1年に1回、申出件数、応諾件数、許否件数等を取りまとめ、総務大臣に提出する。

### 附 則

- 1 本このガイドラインは、決定の日平成28年4月1日から施行する。
- 2 本ガイドラインの改正に当たっては、関係の行政機関又は届出独立行政法人等及び中央データ管理施設の管理者との協力の下、運用を円滑に行うための技術的な改正に限り、総務省政策統括官（統計基準担当）は、改正及び施行することができる。この場合において、本ガイドラインを参考に行政機関又は届出独立行政法人等、中央データ管理施設の管理者及びオンサイト施設の管理者等が作成する資料は、当該資料中に特段の記述がない場合はなお効力を有するものとし、改正後のガイドラインの適用を受けるものとみなす。

## 統計法（抄）

### （定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

### （調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

### （調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2、3（略）

### （調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

### （調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた

- 者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一、二 (略)

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 (略)

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

### 統計法施行令 (抄)

(統計調査の届出をしなければならない独立行政法人等及び当該届出の手續)

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 (略)

### 統計法施行規則 (抄)

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第八条 法第三十三条第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

一 行政機関等又は前条に規定する者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

## 様式第1号

独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、総務省を始めとする行政機関又は届出独立行政法人等が所管する統計調査についてリモートアクセス型オンサイト利用に係る調査票情報の提供を支援するため、次に定める「中央データ管理施設基本要綱」に基づき、中央データ管理施設の管理者として調査票情報の提供に関する事務を行うものとする。

### 中央データ管理施設基本要綱

#### （目的）

第一条 本要綱は、リモートアクセス型オンサイト利用の場合の統計法（平成19年法律第53号）第33条の運用を円滑に行うため、センターが行う事務を定め、安全かつ円滑に統計調査の調査票情報をオンサイト施設で利用に供することを目的とする。

#### （定義）

第二条 本要綱で用いる用語の定義は、「リモートアクセス型オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」（平成〇年〇月〇日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に従うものとする。

#### （事務）

第三条 センターは、次に掲げる事務を行う。

- 一 調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの保管・管理に関する事務
- 二 リモートアクセスによるオンサイト利用に必要な中央電子計算機、申出者がオンサイト施設で用いる認証装置その他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務
- 三 オンサイト施設の認証、管理者の登録に関する事務
- 四 次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関する事務
  - （一） 申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
  - （二） 申出者から提供依頼に関する書類等の形式的な内容確認及び行政機関又は届出独立行政法人等への当該確認結果の報告に関する事務
  - （三） 行政機関又は届出独立行政法人等の審査結果の申出者への連絡に関する事務
  - （四） 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務
  - （五） 研究成果物等の外部への持ち出し時の内容の確認に関する事務
  - （六） カメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務
- 五 次に掲げる事務その他の申出者に係るセキュリティ確保に関する事務
  - （一） 中央電子計算機等の使用許可に関する事務
  - （二） オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務
  - （三） 利用状況の確認に関する事務
- 六 次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係るセキュリティ確保に関する事務
  - （一） 中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務
  - （二） オンサイト施設の定期検査に関する事務
  - （三） オンサイト施設における利用者の認証に関する事務
  - （四） オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務

- 七 中央データ管理施設内のオンサイト施設の設置・運営に関する事務
  - 八 申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務
  - 九 業務状況の報告に関する事務
  - 十 第一号から前号までの事務に付帯する事務
- 2 センターは、前項に掲げられる事務のほか、協議の上、関係する事務を行うことができる。

(秘密の保護等)

第四条 センターは、第三条に定める事務を行う際には、秘密の保護の確保を行い、情報管理に万全を期さなければならない。

(事故の報告及び責任)

第五条 センターは、オンサイト施設においてセキュリティに関する事故があった場合は速やかに報告するとともに、当該事故の責任が、オンサイト施設の管理者又は申出者が負うものではない場合はその責任を負わなければならない。

(対象となる統計調査等)

第六条 総務省は、調査票情報の提供等の対象となる統計調査、その対象年次及び調査実施者側の窓口(以下「統計調査等」という。)について一覧表をセンターに示すものとする。

- 2 前項の規定は、統計調査等に変更がある場合も同様とする。
- 3 センターは、統計調査以外のデータについても保管・管理を行うことができる。この場合において、本要綱を準用する。
- 4 センターは、総務省以外の行政機関又は届出独立行政法人等が所管する統計調査及び統計調査以外のデータについても、当該行政機関又は届出独立行政法人等と協議の上、本要綱を準用して第三条に定める事務を行うことができる。

(センターからの委託)

第七条 センターは、第三条に定める事務を行う場合に、当該事務を円滑に行うために必要な範囲において、あらかじめ総務省の承諾を得て、第三者に委託して事務を行うことができる。

(要綱の有効期限等)

第八条 本要綱は、締結時から2年間とする。ただし、有効期間を満了する日の6月前までに双方において解除の申出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、以降についても同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総務省又はセンターのいずれかが解約を申し出、協議の上、合意が得られたときは、本要綱は終了するものとする。

(費用の負担)

第九条 本要綱に基づきセンターが行う事務に要する費用については、別に定める。

(オンサイト施設運用要領)

第十条 本要綱に基づく事務の詳細は、協議の上、運用要領を定めることができる。

## 様式第2号

独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、〇〇が所管する統計調査についてリモートアクセス型オンサイト利用に係る調査票情報の提供を支援するため、次に定める「中央データ管理施設要綱」に基づき、中央データ管理施設の管理者として調査票情報の提供に関する事務を行うものとする。

### 中央データ管理施設要綱

#### （目的）

第一条 本要綱は、リモートアクセス型オンサイト利用の場合の統計法（平成19年法律第53号）第33条の運用を円滑に行うため、センターが行う事務を定め、安全かつ円滑に統計調査の調査票情報をオンサイト施設で利用に供することを目的とする。

#### （定義）

第二条 本要綱で用いる用語の定義は、「リモートアクセス型オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」（平成〇年〇月〇日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に従うものとする。

#### （事務）

第三条 センターは、次に掲げる事務を行う。

- 一 調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの保管・管理に関する事務
- 二 リモートアクセスによるオンサイト利用に必要な中央電子計算機、申出者がオンサイト施設で用いる認証装置その他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務
- 三 オンサイト施設の認証、管理者の登録に関する事務
- 四 次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関する事務
  - （一） 申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務
  - （二） 申出者から提供依頼に関する書類等の形式的な内容確認及び行政機関又は届出独立行政法人等への当該確認結果の報告に関する事務
  - （三） 行政機関又は届出独立行政法人等の審査結果の申出者への連絡に関する事務
  - （四） 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務
  - （五） 研究成果物等の外部への持ち出し時の内容の確認に関する事務
  - （六） カメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務
- 五 次に掲げる事務その他の申出者に係るセキュリティ確保に関する事務
  - （一） 中央電子計算機等の使用許可に関する事務
  - （二） オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務
  - （三） 利用状況の確認に関する事務
- 六 次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係るセキュリティ確保に関する事務
  - （一） 中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務
  - （二） オンサイト施設の定期検査に関する事務
  - （三） オンサイト施設における利用者の認証に関する事務
  - （四） オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務

- 七 中央データ管理施設内のオンサイト施設の設置・運営に関する事務
  - 八 申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務
  - 九 業務状況の報告に関する事務
  - 十 第一号から前号までの事務に付帯する事務
- 2 センターは、前項に掲げられる事務のほか、協議の上、関係する事務を行うことができる。

(秘密の保護等)

第四条 センターは、第三条に定める事務を行う際には、秘密の保護の確保を行い、情報管理に万全を期さなければならない。

(事故の報告及び責任)

第五条 センターは、オンサイト施設においてセキュリティに関する事故があった場合は速やかに報告するとともに、当該事故の責任が、オンサイト施設の管理者又は申出者が負うものではない場合はその責任を負わなければならない。

(対象となる統計調査等)

第六条 ○○は、調査票情報の提供等の対象となる統計調査、その対象年次及び調査実施者側の窓口（以下「統計調査等」という。）について一覧表をセンターに示すものとする。

- 2 前項の規定は、統計調査等に変更がある場合も同様とする。
- 3 センターは、統計調査以外のデータについても保管・管理を行うことができる。この場合において、本要綱を準用する。

(センターからの委託)

第七条 センターは、第三条に定める事務を行う場合に、当該事務を円滑に行うために必要な範囲において、あらかじめ○○の承諾を得て、第三者に委託して事務を行うことができる。

(要綱の有効期限等)

第八条 本要綱は、締結時から2年間とする。ただし、有効期間を満了する日の6月前までに双方において解除の申出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、以降についても同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、○○又はセンターのいずれかが解約を申し出、協議の上、合意が得られたときは、本要綱は終了するものとする。

(費用の負担)

第九条 本要綱に基づきセンターが行う事務に要する費用については、別に定める。

(オンサイト施設運用要領)

第十条 本要綱に基づく事務の詳細は、協議の上、運用要領を定めることができる。

## オンサイト施設運用要綱

中央データ管理施設の管理者たる独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）とオンサイト施設の管理者たる〇〇は、統計調査の調査票情報の提供について、行政機関又は届出独立行政法人等とセンターとの取り決めに基づき、次のとおり、オンサイト施設運用要綱（以下「本要綱」という。）を定める。

### （目的）

第一条 本要綱は、リモートアクセスによるオンサイト利用の場合の統計法（平成19年法律第53号）第33条の運用を円滑に行うため、センターとオンサイト施設の管理者に関する権利及び義務の内容を定め、安全かつ円滑に統計調査の調査票情報をオンサイト施設で利用に供することを目的とする。

### （定義）

第二条 本要綱で用いる用語の定義は、「リモートアクセス型オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」（平成〇年〇月〇日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に従うものとする。

### （オンサイト施設の管理者の義務）

第三条 オンサイト施設の管理者は、次に掲げる事項について義務を負う。

- 一 オンサイト施設の機器に調査票情報及びこれを加工したデータを保管せず、学術情報ネットワーク（SINET）を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンクライアント方式により当該施設における調査票情報の利用を行うこと。
- 二 オンサイト施設について、施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室の管理を実施すること。ただし、特別の管理要員の配置は不要であること。
- 三 オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた申出者に限定すること。ただし、中央データ管理施設の管理者に事前に承諾を得た場合はこの限りではないこと。
- 四 第二号及び第三号のほか、オンサイト施設の管理者は、センターとの協議の上、申出者に対して、セキュリティの観点から、オンサイト施設の利用に係る規律を定め、必要な措置を講じること。

### （センターの業務）

第四条 センターは、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 オンサイト施設について、ネットワークカメラを用いた監視のほか、セキュリティの確認のための入室その他必要な管理・監視を行うこと。また、オンサイト施設整備の際や定期又は随時においても、セキュリティの管理のための措置を行うこと。
- 二 オンサイト施設から、センターが保有する中央電子計算機等のアクセスを許可すること。

### （費用の負担）

第五条 センターとオンサイト施設の管理者等との間の費用の負担については、次表上覧の事項は下欄の者が負担するものとするほか、別に定める要領による。

事項	負担をする者
オンサイト施設の設備及び施設に附随する情報管理のための装置等（PC、ネットワークルータ、ネットワークカメラ・映像データ保存用ディスク、電気代、通信代）の保有及び運用に関する費用	オンサイト施設の管理者
回線維持に要する費用その他接続に要する費用とセンターが認める費用	オンサイト施設の管理者

- 2 前項の規定にかかわらず、オンサイト施設の管理者が負担すべき費用は、オンサイト施設の管理者は申出者から徴収して支払うことができる。この場合において、あらかじめ、オンサイト施設の管理者はセンターの承諾を得なければならない。
- 3 第一項の規定は、本要綱が終了した場合も、その時点で履行されていない場合は、センター及びオンサイト施設の管理者は履行しなければならない。

（事故の報告及び責任）

第六条 オンサイト施設の管理者は、オンサイト施設内で事故があった場合は速やかに中央データ管理施設の管理者に報告するとともに、当該事故の責任が、申出者が負うものではない場合はその責任を負わなければならない。

（要綱の有効期限等）

第七条 本要綱の有効期間は、締結時から2年間とする。ただし、有効期間を満了する日の6月前までに双方において解除の申出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、以降についても同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、センター又はオンサイト施設の管理者のいずれかが解約を申し出、協議の上、合意が得られたときは、本要綱は終了するものとする。
- 3 第一項及び第二項の規定にかかわらず、オンサイト施設の管理者が、本要綱の規定に違反した場合は、センターは、本要綱を終了できるものとする。

（オンサイト施設運用要領）

第八条 本要綱に基づく具体的なオンサイト施設の運用及び取り扱う統計調査の種類及び年次その他中央データ管理施設の管理者が必要と認めるものは、協議の上、オンサイト施設運用要領を定めるものとする。

様式第 ~~4-1~~ 号 (調査票情報利用管理リスト)

〇〇省調査票情報利用管理リスト リモートアクセス型オンサイト利用分

調査名	年次・月次等	調査票情報の有無等	ドキュメント			特定情報の有 <u>無法第33条</u> による提供への 対応の可否	担当課室・係名	連絡先
			データ レイアウト	コード表	その他 (具体的に)			
〇〇〇〇統計調査	平成10年1月～ 平成20年10月	有 (磁気)	○	○	データチェック 要領、調査の概要	<u>あり可</u>	〇〇局〇〇課 〇〇係	03-XXXX-XXXX
〃	平成5年1月～ 平成9年12月	無	—	—	—	<u>なし不可</u>	〃	〃
■■統計調査(甲)	平成17年	有	○	○	—	<u>あり可</u>	■■局■■課 ■■室■■係	03-YYYY-YYYY
■■統計調査(乙)	〃	有	○	○	—	<u>あり可</u>	〃	〃

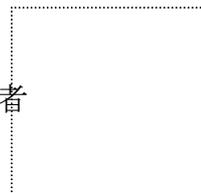
※ 特定情報は、個人や事業所の名称・所在地等をいう。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

(行政機関又は届出独立行政法人等の長) 殿

申 出 者



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について (申出)

標記について、統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 33 条の規定に基づき、  
別紙のとおり調査票情報の提供の申出を行います。

~~1 申出の根拠~~

~~ア 法第 33 条第 1 号に基づく申出~~

イ 法第 33 条第 2 号に基づく申出

~~1.2 統計調査の名称~~

○○統計調査（基幹統計「○○」を作成するための調査）

~~2.3 調査票情報の利用目的~~

○○省の補助金を受けて行う「…に関する研究」の一環として、…について分析する基礎資料を得る。なお、研究概要は別添 1

~~3.4 調査票情報の利用者の範囲~~

○○大学経済学部教授○○○○（氏名）  
" 助教○○○○（氏名）  
" 助教○○○○（氏名）

~~4.5 利用するオンサイト利用施設であるか否か~~

主たる場所：○○大学○○学部○○センターオンサイト利用ではない  
上記以外のオンサイト施設の利用（予定）○○、○○  
（あらかじめ、申出者がオンサイト施設の利用の許可を得ておくこと。）

~~5.6 利用する調査票情報の名称及び範囲~~

- (1) 名称 ○○統計調査（乙調査票）  
(2) 年次 ○○～○○平成 12 年 1 月～12 月及び平成 17 年 1 月～12 月  
(3) 地域 全国  
(4) 属性的範囲 調査対象

~~6.7 利用する情報調査事項及び利用方法~~

<調査事項>該当するものに○を付ける  
ア 調査対象の名称、住所・所在地等 イ ア以外の事項都道府県番号、事業所一連番号、資本金、生産額…  
※使用する調査項目は別添 2 のデータレイアウト上に○を記入  
<利用方法 アに該当する場合はその理由も明記すること>  
上記のオンサイト施設において○○大学経済学部の○○教授及び○○助教が、経済学部のシステム室において、「利用する調査事項」欄記入の調査票情報（データレイアウトは別添 2）の内容を用いて○○の分析を行う。研究の概要（主な集計様式、分析内容等を含む。）は別添のとおり集計様式は別添 3、分析出力様式は別添 4 のとおり。  
<その他：外部から持ち込まれるデータやプログラムがあれば、外部データの内容・データ量や必要とする分析ソフトウェアなどを明記すること>

~~7.8 利用期間~~

平成~~○21~~年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間

~~9 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法~~

~~施設可能な経済学部のシステム室内に限定して利用し保管時のみ○○教授の研究室に持ち込むこととし、それ以外の持ち出しを禁止する。また、上記 4 に記載する者がシステム室内に入る職員を相互にチェックする。~~  
~~なお、システム室内のサーバ及び 5 台のクライアントはシステム室内だけの LAN 環境となっており、外部ネットワークとは物理的に接続していない。（システム室内システム構成図は別添 6）~~  
~~調査票情報及び中間生成物は全て外付けの USB メモリに格納しサーバ及びクライアントに内蔵される記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。さらに、これらの情報を使用しないときは、当該 USB メモリをクライアントから外し、○○教授の研究室に同教授が鍵を管理する施設可能なボックスで保管する。保管管理責任者は○○教授とする。~~

~~8.9.10 結果の公表方法及び公表時期~~

研究終了後、集計結果は論文の添付資料として学会で発表するとともに、大学 HP にて掲載する予定。  
なお、事業所数が 1 若しくは 2 となる場合には秘匿措置を講ずることとしするほか、3 以上となる場合であっても、個々の事業所の秘密が漏れない方法により行う。

~~11 転写書類の利用後の処置~~

調査票情報及び分析に集計に用いた中間集計表についても、当該目的以外に使用しないこととし、利用終了後直ちにメモリ及びハードディスクから消去する。なお、提供された CD-R は返却する。

~~9.102 著作権~~

この申出に基づく調査票情報を利用して作成した集計結果について、上記3.4に記載する者は、著作権を主張しない。

### 10113 事務担当者等

主たる利用を行うオンライン施設の管理者 ○○大学○○学部○○センター長 ○○ ○○  
住所 〒XXX-XXXX ○○県○○市○○ TELXX-XXXX-XXXX

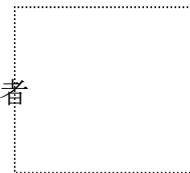
○○大学経済学部○○助教 住所 〒XXX-XXXX ○○県○○市○○ ○○大学経済学部○○研究室  
TELXX-XXXX-XXXX、E-Mail XXXX@XX.XX.ac.jp

注) 下線部以外は記入例

平成〇年〇月〇日

(行政機関又は届出独立行政法人等の長) 殿

申 出 者



調査票情報 (〇〇統計調査) の提供申出に係る集計等業務委託  
契約における秘密保持義務等に関する事項の明記について

平成〇年〇月〇日付け (文書番号) で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、集計等の業務を (受託者名) に委託することとしているが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申出書に契約関係書類の写しを添付することができない。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付するが、現時点において契約書又は覚書等において、調査票情報の適正な管理や秘密保護等に関して、下記の事項について明記することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

〇〇省法第 33 条に基づく調査票情報提供の申出に係る審査票

申出者:	申出受付日:
調査の名称:	利用開始希望日:
調査(審査)担当:	
審査担当:	
中央データ管理施設の管理者:	

<チェック欄>  
 問題なし      問題あり      調査担当

1 申出根拠

ア 法第 33 条第 1 号に基づく申出

イ 法第 33 条第 2 号に基づく申出

2 法第 33 条第 1 号該当の確認

- 法人、組織として、その利用を必要とするものの書類の添付……………
- 上記書類の説明が妥当なものか……………

3 法第 33 条第 2 号該当の確認

<添付確認 1 >

- ア 共同研究を証明する資料の添付
- イ 委託研究を示す資料の添付
- ウ 補助(公募)を証明する資料の添付
- エ 行政機関、地方公共団体長の公文書の添付

……………

<添付確認 2 >

利用者全員の署名又は記名押印の誓約書の添付……………

4 調査票情報の利用目的

ア 統計の作成      イ 統計的研究

~~ウ 統計を作成するための名簿  
(法第 33 条 1 号該当のみ)~~

- 研究計画等と齟齬はないか……………

5 調査票情報の利用者の範囲

- 限定列举となっているか……………
- 必要最小限となっているか……………
- 業務を委託する場合、誓約書等が添付されているか……………

6 利用する調査票情報の名称及び範囲

(1) 名称 ① \_\_\_\_\_ ② \_\_\_\_\_  
 ③ \_\_\_\_\_ ④ \_\_\_\_\_

(2) 年次: \_\_\_\_\_

(3) 地域・属性的範囲(データが分割されている場合): \_\_\_\_\_

~~(4) 属性的範囲: \_\_\_\_\_~~

■ 対応可能な調査票情報か.....

■ 研究内容に照らして必要最小限のものか.....

7 想定しているオンサイト施設の場所利用であるか否か

■ 記載されており問題ないか.....

ア ○○省のオンサイト利用

イ ↓ア以外

<チェック欄>

問題

問題

8 利用する調査事項及び利用方法

■ 名称・所在地を利用する場合、理由の記載があり、必要性は認められるか.....

外部データの持ち込み あり なし

■ 対応可能か.....

作成プログラムの持ち込み あり なし

■ ~~対応可能か~~.....

■ ~~分析ソフトウェアが対応可能か~~.....

**9 利用期間**

ア 1ヶ月未満

イ 1ヶ月以上～6ヶ月未満

ウ 6ヶ月以上～1年未満

エ 1年以上

■ ~~目的等から最小限の期間となっているか~~.....

**10 結果の公表方法及び公表時期**

ア 公表する イ 公表しない

↓  
■ ~~理由は妥当か~~.....

**8-1 利用する調査事項及び利用方法**

<調査事項>

■ ~~限定列举され、利用目的及び研究内容・研究計画に照らして不要なものが含まれていないか~~.....

■ ~~名称・所在地を利用する場合、理由の記載があり、必要性は認められるか~~.....

<利用方法>

■ ~~集計様式、分析出力様式が添付されているか~~.....

**8-2 利用する調査事項及び利用方法**

<調査事項>

■ ~~限定列举され、必要最小限となっているか~~.....

■ ~~集計様式、分析出力様式から見て調査事項は最小限となっているか~~.....

■ ~~名称・所在地を利用する場合、理由の記載があり、必要性は認められるか~~.....

<利用方法>

■ ~~集計様式、分析出力様式が全て添付されているか~~.....

■ ~~利用目的等と照らし合わせて、集計様式、分析出力様式は妥当か~~.....    
■ ~~公表結果から作成可能な集計様式、分析出力様式はないか~~.....

**9 利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法**

■ ~~使用及び保存場所が日本国内である~~.....

■ ~~使用場所が施錠可能なスペースに限定され、調査票情報が持ち出されない~~.....

<チェック欄>  
問題 なし 問題 あり

**10-1 利用期間**

- ~~ア 1ヶ月未満~~
- ~~イ 1ヶ月以上～6ヶ月未満~~
- ~~ウ 6ヶ月以上～1年未満~~
- ~~エ 1年以上~~
- 目的等から最小限の期間と.....    
なっているか

**11-1 結果の公表方法及び公表時期**

- ~~ア 公表する~~      ~~イ 公表しない~~
- ↓
- ..... ■ 理由は妥当か...

- 調査票情報が限定された記憶装.....
- 置格納され、施錠可能なキャビネット等で保管される
- 使用時に使用場所に存在する者.....
- が限定又は確認が行われる
- 使用時に外部ネットワークに接.....
- 続されない環境である
- 調査票情報、中間生成物が存在.....
- する機器が外部ネットワークに接.....
- 続されない又は他人が使用しない
- 調査票情報を使用する機器に.....
- セキュリティ対策が導入されている
- 調査票原票を使用する場合、公務所である

**10-2 利用期間**

- ~~ア 1ヶ月未満~~
- ~~イ 1ヶ月以上～6ヶ月未満~~
- ~~ウ 6ヶ月以上～1年未満~~
- ~~エ 1年以上~~
- 目的等から最小限の期間と.....    
なっているか

**11-2 結果の公表方法及び公表時期**

- ~~ア 公表する~~      ~~イ 公表しない~~
- ↓
- ..... ■ 理由は妥当か...
- ..... ■ 秘匿は妥当か.....

**13-2 使用結果の公表方法及び公表時期**

- 使用後は直ちに廃棄がされるか.....

<所見>

~~1 「2 法第33条第1号該当の確認」について~~

~~.....~~

~~2 「10 利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法」について~~

~~.....~~

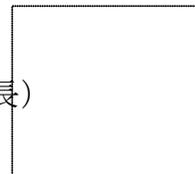
~~※ 中央データ管理施設の管理者がチェック欄中の「問題あり」又は「問題なし」の該当欄をチェックし、調査（審査）担当はその内容を確認して、問題がなければ該当欄をチェックすること~~

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

（申 出 者） 殿

（行政機関又は届出独立行政法人等の長）



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、下記の事項を条件として、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づき調査票情報を提供します。

なお、以下の点に留意してください。

- ① 利用後は、~~別紙1により転写書類の利用後の処置について速やかに報告するとともに、~~別紙2により調査票情報の利用の成果を報告してください。
- ② 申出事項に変更が生じたときには、改めて申出を行ってください。

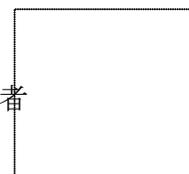
記

注）二重下線部は、条件付の提供の際にのみ記載する。

平成〇年〇月〇日

(行政機関又は届出独立行政法人等の長) 殿

申 出 者



調査票情報の利用による成果について

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)で提供を受けた〇〇統計調査に係る調査票情報の利用による成果について、下記のとおり報告します。

記

《記載例》

- ・ 「〇〇基本計画」を策定するための基礎資料として、〇〇、〇〇等の統計を作成し、〇〇の実態を把握した。実態把握結果の概要は別添のとおり。なお、実態把握結果を踏まえ、「〇〇基本計画」を平成〇年〇月までに策定(閣議決定)する予定である。

詳細は以下のHP参照

<http://www.xxxxxxxxx.com>

- ・ 〇〇省の〇〇補助金を受けて行う「〇〇に関する研究」の一環として、〇〇、〇〇等の統計を作成し、〇〇について分析する基礎資料とした。〇〇に関する分析結果の概要は～～であり、同結果については、平成〇年〇月に〇〇省に報告を行った。

研究報告書は以下のHP参照

<http://www.xxxxxxxx.com>

- ・ 〇〇統計の誤差の評価を行い、その改善策について取りまとめ、平成〇年〇月に〇〇学会において発表した。取りまとめた改善策の概要は以下のHPに掲載

<http://www.xxxxxxxx.com>

注1) 申出書の利用目的欄の記載を踏まえ、調査票情報の利用による成果について、その概要を記載し、必要に応じて、資料を添付してください。

2) 本報告は、申出書に記載した利用目的を達した時点で、提出してください。

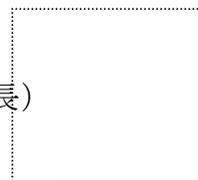
3) 調査票情報を利用した結果、所期の目的を達しなかった場合は、その旨を報告してください。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

(申 出 者) 殿

(行政機関又は届出独立行政法人等の長)



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について (通知)

(対：平成 年 月 日付け 第 号)

標記について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

記